

令和5年6月2日の大雨被害に係る災害の早期復旧と支援を求める
意見書（案）

本県では、6月2日から線状降水帯の発生により、記録的な大雨に襲われ、特に県北部を中心に、甚大な被害が生じている。

この大雨により土砂崩れや道路の崩落、河川の氾濫が各地で発生し、住家被害は全壊・半壊や床上・床下浸水を合わせて、2800棟超に上り、尊い人命も失われている。また、本県の基盤産業である農業においては、農作物の冠水、ミカン山の法面崩落、農地の流出や農地への土砂流入、ため池施設の被災などが発生するとともに、林業では山腹や林道が崩壊するなど、6月14日時点で、本県農林水産業の被害額は72億5024万円に上っている。

現在も道路の通行止め等が続いており、観光や農業等の産業や生活に深刻な影響を及ぼしている。

本県としては、特に被害が大きい海南市に災害救助法を適用するなど、被災者の救済や一日も早い災害復旧に向け、関係機関とともに全力で取り組んでいるところである。一方で、現行の災害救助法の適用基準では人口の少ない市町村は不利であり、同じ災害で被災しても災害救助法が適用される地域と適用されない地域が存在するなど、支援に差が生じている。

よって、国においては被災地の状況を踏まえ、一日も早い地域の復興や公共土木施設及び農林業施設等の機能復旧のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 被災者の生活再建に向けた支援を行うこと。
- 2 災害救助法の適用において、適用基準における人口当たりの住家減失数が等しくなく問題であるため、基準を見直すこと。
- 3 今回の災害を速やかに激甚災害に指定すること。
- 4 農地・農業用施設、森林・林業用施設等の災害復旧に対する支援を行うこと。
- 5 被災した中小企業者、農林漁業者等への支援を行うこと。
- 6 災害廃棄物の処理等に関する支援を行うこと。
- 7 災害対策に伴う特別な財政需要について、特別交付税などの特段の財政措置を行うこと。

8 災害復旧事業等の財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月29日

様

和歌山県議会議長 濱口 太史
(提出者)
森 礼子
長坂 隆司
岩井 弘次
林 隆一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(防災)